



# 参考資料①

## (円滑化法の概要等)

金融庁  
平成25年6月

# 中小企業金融円滑化法について

＜平成21年12月3日公布・4日施行、平成23年3月31日までの時限法＞

## 金融機関の努力義務

- ・金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

## 金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。

## 行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

## 中小企業金融円滑化法の一部改正法 <平成23年3月31日公布・施行>

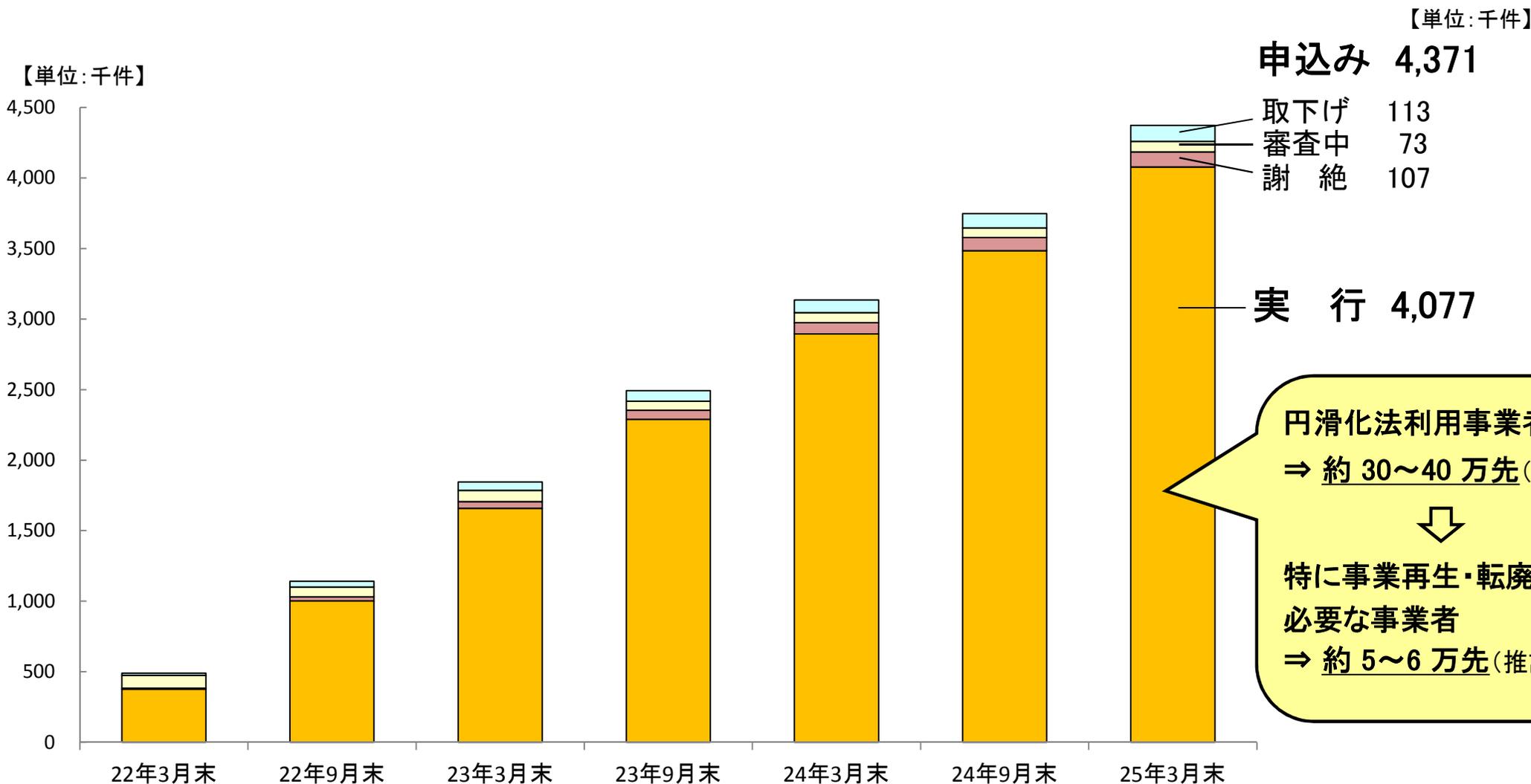
- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成24年3月31日まで1年延長

## 中小企業金融円滑化法の一部改正法 <平成24年3月31日公布・施行>

- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成25年3月31日まで1年延長【最終延長】

# 金融機関による貸付条件の変更等の対応状況

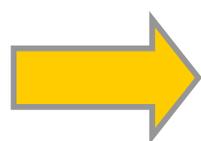
- ・貸付条件の変更等の申込みに対する実行の割合は、9割を超える水準で推移  
⇒ 貸付条件の変更等の取組みは定着



一方で、貸付条件の再変更等が増加 (実行の約8割)

また、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定できていない中小企業も増加

- ・本年度を初年度として、中小企業の事業再生支援に軸足を移し、貸付条件の変更等にとどまらず、真の意味での経営改善が図られるよう、政府を挙げて取り組む。

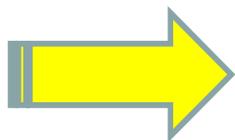


関係府庁(内閣府・金融庁・中小企業庁)が連携し、

**「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」**を策定。

## 政策パッケージの主な施策

- ① 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ② 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化
  - － 地域における事業再生支援態勢の抜本的強化
- ③ 経営改善や事業再生を支援する諸施策の推進
  - － 事業再生ファンドの組成・活用促進、中小企業支援ネットワークの構築、企業再生税制の拡充 等



**中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図っていく。**

# 中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針(平成24年11月公表)

中小企業金融円滑化法(以下「円滑化法」)が平成25年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。

こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針を、以下のとおりお示しします。



## (金融機関の役割)

- 金融機関が、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべき**ということは、円滑化法の期限到来後においても**何ら変わりません**。

## (検査・監督の対応)

- 金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、これまでと何ら変わりません。**
  - ⇒ **検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。**
- 円滑化法の期限到来後も**不良債権の定義は変わりません**。  
(貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は**恒久措置**です)
- 個々の借り手の経営改善にどのように取り組んでいるのか、検査・監督において、従来以上に光を当てます。

## (借り手の課題解決)

- 借り手が抱える経営課題の解決には相応の時間がかかるものです。
  - ⇒ 本年3月末までに、何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。
- 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援**するよう促します。

## (営業現場への周知徹底)

- 金融機関に対して、円滑化法の期限到来後も、**顧客への対応方針が変わらないことを借り手に説明**するよう促します。
- 金融機関に対して、こうした検査・監督の方針を、営業の第一線まで、周知徹底し、実践するよう促します。



# **参考資料②**

**(平成24事務年度監督方針・  
検査基本方針の改正)**

# 平成24事務年度監督方針・検査基本方針の改正

## ～新規融資に関する着眼点の追加～

〔平成25年4月30日〕

### ◎地域金融機関向け監督方針改正による新規追加項目

＜主要行向け監督方針、検査基本方針についても同様の改正を実施＞

#### 2. 円滑な金融仲介機能の発揮

##### (6) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層促していくことが求められている。

このため、地域金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況について、例えば以下のような着眼点に基づき重点的に検証することにより、地域金融機関による新規融資の積極的な取組みを促していく。

- ① 新規融資(特に中小企業・小規模事業者向け融資)について、どのような経営方針の下で積極的に取り組んでいるか。当該経営方針を営業の第一線に対してどのように周知徹底しているか。
- ② 今後期待される景気回復局面における新たな資金需要の見通しについて分析を行い、当該分析結果に基づき融資の方針等を立てているか。
- ③ 資金需要の高まりが期待できる事業分野や地域について、定期的に分析を行い、当該分析結果に基づき新規融資の戦略・方針・具体的な目標等を立てているか。

- ④ 資金需要の掘り起しに当たって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑤ 貸付条件の変更等を行った債務者についても、債務者の実態を十分に把握した上で、新規融資に積極的に取り組んでいるか。仮に、謝絶する場合には、その理由を具体的に明示しているか。また、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資の相談・申込みを謝絶していないか。
- ⑥ 顧客企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮(販路開拓支援・海外進出支援等)を新規融資に結びつけるため、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑦ 新規融資を行う際に、不動産担保や保証(信用保証協会保証、個人保証)を求めるのは、どのような場合か。
- ⑧ ABL(電子記録債権の活用を含む)など、不動産担保や保証に依存しない融資の推進や資本金借入金の活用に当たって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑨ 新規融資についてどのような審査基準に基づき審査を行っているか。特に、中小企業・小規模事業者向け融資の審査に当たって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑩ スコアリングによる定量面(P/L、B/S)の審査に偏重することのないようにするため、具体的にどのような工夫(定性面の評価等)・取組みを行っているか。
- ⑪ 新規融資に関する苦情・相談について、どのような態勢で対応しているか。
- ⑫ 業績評価や人事評価に当たって、新規融資の取組みを勘案しているか。
- ⑬ 新規融資の取組み、預貸率を含む金融機関のポートフォリオの状況等について、どのように分析し、情報開示を行っているか。



## **参考資料③**

**（中小企業・小規模事業者に対する経営支援）**

# 中小企業・小規模事業者に対する事業再生・経営改善支援のイメージ

円滑化法を利用する中小企業・小規模事業者 30万～40万社

特に事業再生等が必要な事業者 5万～6万社

地域経済  
活性化  
支援機構  
による  
支援

再生支援協議会  
による支援  
年間数千社を支援。  
機能強化のため、  
補正予算に41億円計上。

認定支援機関による  
経営改善計画策定支援  
2万社を対象に総額300万円  
までの費用の2/3を補助。  
補正予算に405億を計上。

セーフティネット貸付や借換保証等による10兆円超  
の資金繰り支援

- ・ 経営支援型のセーフティネット貸付の創設  
(補正予算1326億円、事業規模5兆円、約20万社対象)
- ・ 資本性劣後ローンの活用  
(補正予算986億円、事業規模0.4兆円、約1300社対象)
- ・ 借換保証の推進  
(補正予算500億円、事業規模5兆円※、約25万社対象)  
※予備費で措置した951億円、2.9兆円を含めた事業規模。

地域金融  
機関

中小企業・小規模事業者の  
再生・経営改  
善について  
は、メインバン  
クが最後まで  
責任を持つこ  
とが大原則

企業再生支援  
機構の改組・  
機能強化によ  
り、地域金融  
機関等の支援  
能力を向上

事業再生子会社・再生ファンド等への出資・専門家人材の派遣(今次法改正による機能強化)

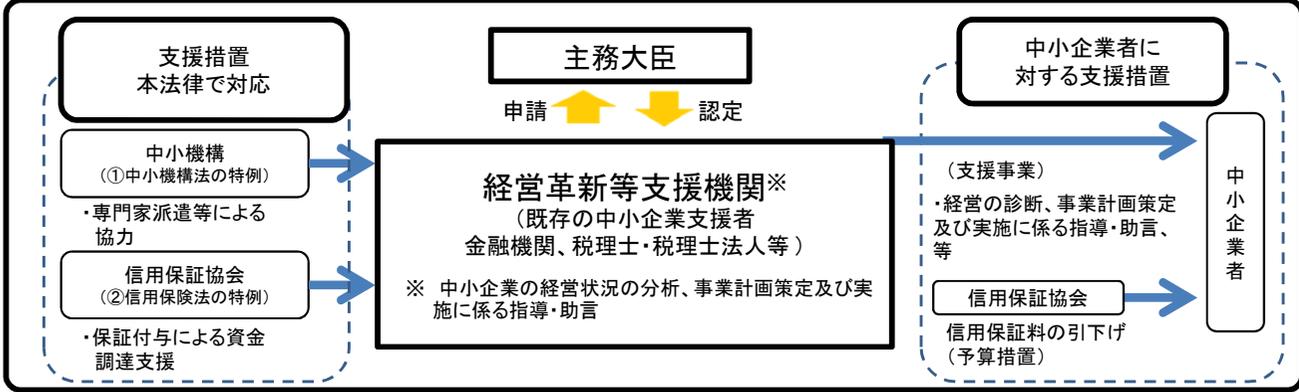
# 経営革新等支援機関(認定支援機関)について

昨年8月施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、これまで約11,200の専門家(法人、個人)を経営革新等支援機関として認定。主な役割は、以下のとおり。

- 専門家による経営の分析、経営計画の策定支援とその後のフォローアップ(計画実行支援)
- 地域の経営革新等支援機関によるネットワーク構築によってチームとして中小企業を支援

## 1. 経営革新等支援機関の制度概要

- 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、弁護士等のうち、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけ。
- より高度で専門的な経営課題については、中小機構が最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となってチームとして経営課題を解決。
- 経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料を減額(▲0.2%)。

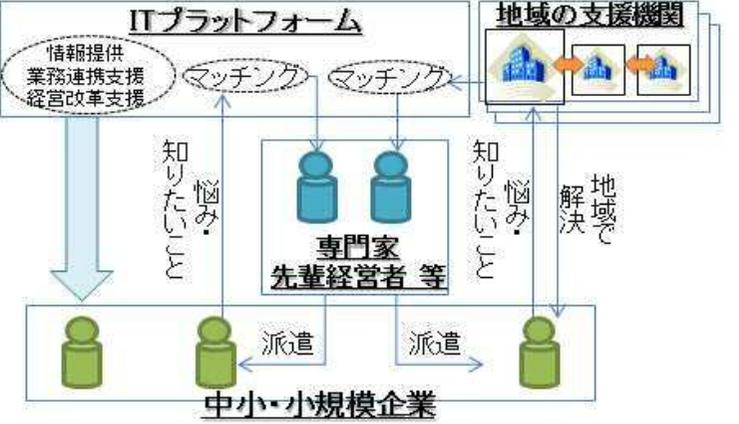


(参考) 認定支援機関の内訳(6月5日時点)

税理士(個人)	税理士法人	公認会計士	監査法人	弁護士	弁護士法人	商工会	商工会議所	中央会	中小企業診断士	社会保険労務士	行政書士	コンサル等	NPO法人	一般財団・一般社団	公益財団・公益社団	金融機関	その他	合計
6,958	1,121	683	39	1,040	54	46	175	36	209	3	3	230	17	23	43	460	16	11,156

## 2. 地域の認定支援機関によるネットワークの構築

- ・ ITクラウドを活用して、経営革新等支援機関の地域内のネットワークを強化するとともに、100万以上の中小企業・小規模事業者等とのマッチングを実現。
- ・ 具体的には以下の取組を実施。
  - ① ITシステムによる支援: 全国の事業者と支援機関が、ITクラウド上で知識・ノウハウの共有、ビジネスマッチングを実現するためのサービスを提供。
  - ② 現場での支援(専門家派遣): 各地域の支援機関が本来業務として膝詰めでの相談等を実施。地域で解決できない等、高度・実践的な経営課題・相談には、専門家派遣を実施。 ※ ①については、平成24年度補正予算において、システム開発を前倒して実施。



# 認定支援機関による経営改善計画策定支援

平成24年度補正予算額 405.0億円

## 事業の内容

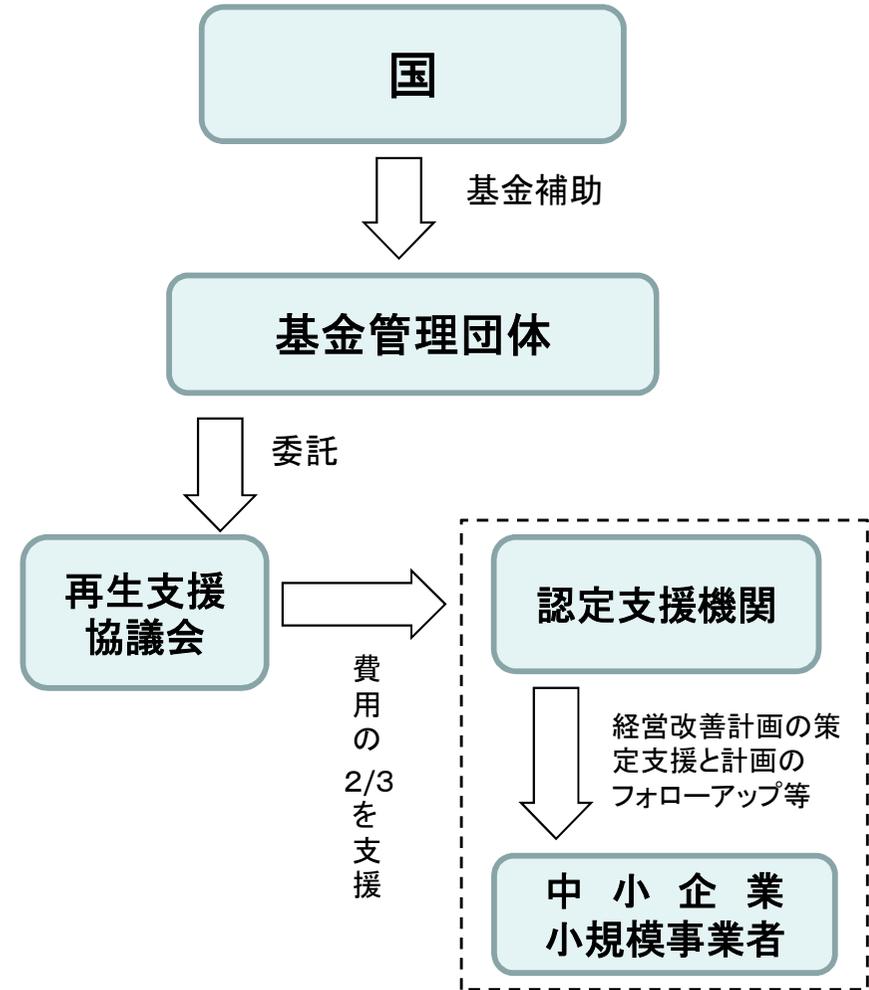
### 事業の概要・目的

- 金融機関等が金融支援等を行う前提として、中小企業・小規模事業者が適正な経営改善計画や再生計画を策定できることが重要です。他方、多くの中小企業・小規模事業者は、自ら経営改善計画等を策定することが難しいため、公認会計士や税理士等の支援人材が同計画の策定を支援していくことが求められています。
- そのため、中小企業再生支援協議会を通じて、認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定を支援し、経営改善を促進します。
- 具体的には、約2万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス(資産査定)費用、フォローアップ費用につき、総額300万を上限として、その2/3を支援します。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)

- 事業内容や財務状況など経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者
- 事業者の自己負担額は100万円以下。  
(上限総額300万円－300万円×2/3)

## 事業イメージ



# 中小企業再生支援協議会について

中小企業再生支援協議会は、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業の再生を支援するため、産活法に基づき、都道府県ごとに設置。

## 中小企業再生支援協議会の構成及び設置状況

### 認定支援機関(産活法第41条)

#### 中小企業再生支援協議会

#### (産活法第42条)

#### 全体会議

地域の実情を踏まえ、具体的な業務実施方針・方法、その他必要な事項を定める。

指導・助言

報告・相談

#### 支援業務部門

中小企業の再生に係る相談に応じるとともに、必要な場合には、再生計画の策定支援を行う。

中小企業や事業の再生等に知見と経験を有する者が常駐専門家として対応(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関出身者等)

再生計画策定支援をする場合に設置

#### 個別支援チーム

- ・常駐専門家
- ・外部専門家

## 中小企業再生支援協議会の再生支援の流れ

### 窓口相談 (第一次対応)

#### 課題解決に向けたアドバイス

- ・面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- ・課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施
- ・必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画を作成して金融機関と調整する必要があると協議会が判断した場合

### 再生計画策定支援 (第二次対応)

#### 再生計画の策定支援

- ・専門家(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等)からなる個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援

#### 関係機関との調整

- ・関係金融機関等との調整を実施

#### フォローアップ

- ・計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

## 中小企業再生支援協議会の活動実績

### 相談対応

- ・相談対応は平成24年度第3四半期は1,300件(第2四半期795社)。うち、約59%が相談段階(1次対応)で課題解決。
- ・平成15年2月の設置以降、平成24年度第3四半期までの相談対応は累計26,435社。

### 再生計画策定完了

- ・再生計画策定完了は平成24年度第3四半期は231社(第2四半期は95社)。
- ・平成24年度第3四半期までの累計は、3,584社。

都道府県	設置主体(認定支援機関)
北海道	札幌商工会議所
青森県	(公財)21あおもり産業総合支援センター
岩手県	盛岡商工会議所
宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構
秋田県	秋田商工会議所
山形県	(公財)山形県企業振興公社
福島県	(公財)福島県産業振興センター
茨城県	水戸商工会議所
栃木県	宇都宮商工会議所
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構
埼玉県	さいたま商工会議所
千葉県	千葉商工会議所
東京都	東京商工会議所
神奈川県	(公財)神奈川産業振興センター
新潟県	(公財)にいがた産業創造機構
長野県	(公財)長野県中小企業振興センター
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構
静岡県	静岡商工会議所
愛知県	名古屋商工会議所
岐阜県	岐阜商工会議所
三重県	(公財)三重県産業支援センター
富山県	(公財)富山県新世紀産業機構
石川県	(財)石川県産業創出支援機構
福井県	福井商工会議所

都道府県	設置主体(認定支援機関)
滋賀県	大津商工会議所
京都府	京都商工会議所
奈良県	奈良商工会議所
大阪府	大阪商工会議所
兵庫県	神戸商工会議所
和歌山県	和歌山商工会議所
鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構
島根県	松江商工会議所
岡山県	(公財)岡山県産業振興財団
広島県	広島商工会議所
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団
徳島県	徳島商工会議所
香川県	高松商工会議所
愛媛県	松山商工会議所
高知県	高知商工会議所
福岡県	福岡商工会議所
佐賀県	佐賀商工会議所
長崎県	長崎商工会議所
熊本県	熊本商工会議所
大分県	大分県商工会連合会
宮崎県	宮崎商工会議所
鹿児島県	鹿児島商工会議所
沖縄県	那覇商工会議所

○認定支援機関の内訳

商工会議所	31
県中小企業支援センター	15
県商工会連合会	1
計	47

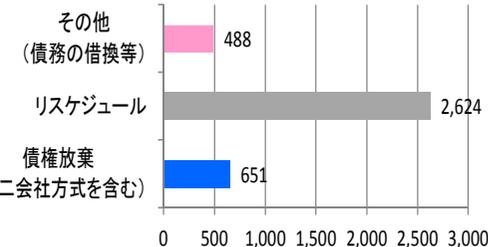
○常駐専門家の内訳

・弁護士	1
・金融機関出身者	223
・中小企業診断士	31
・信用保証協会出身者	13
・税理士	9
・公認会計士	22
・その他(中小企業支援機関等)	9
計	308

(平成25年4月1日現在)

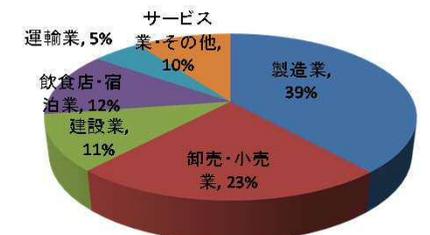
### 再生手法

※再生計画策定完了累計3,584社の内訳



### 業種特性

※再生計画策定完了累計3,584社の内訳



※上記手法を複数実施している案件がある。

# 中小企業再生支援協議会の機能強化

平成24年度補正予算額 40.5億円

## 事業の内容

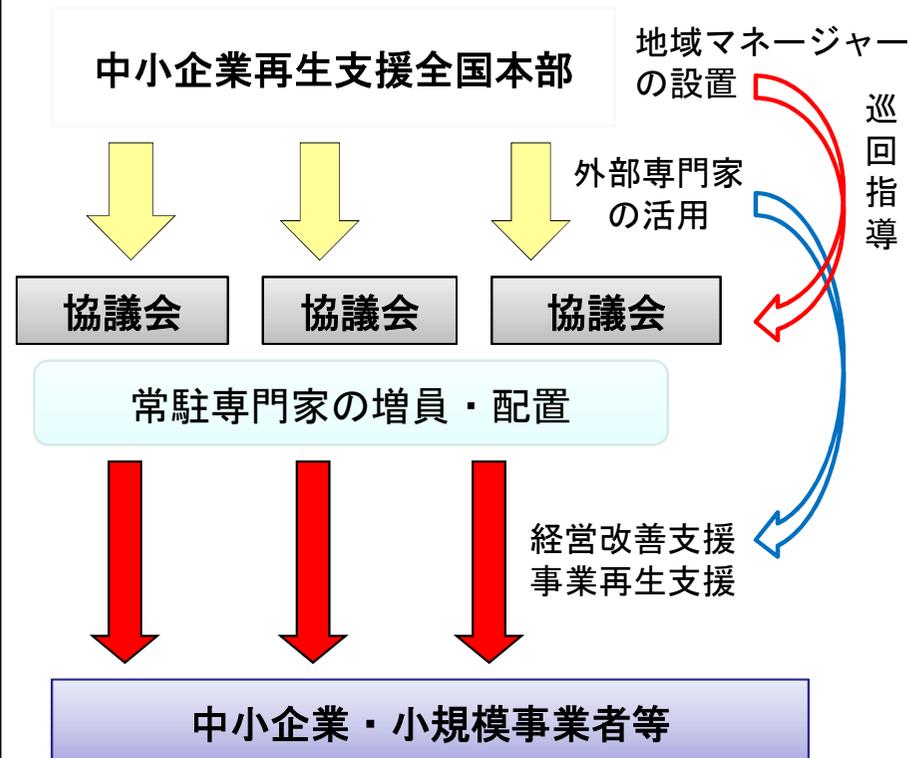
### 事業の概要・目的

- 再生計画策定支援の確実な実施に向けて、中小企業再生支援協議会の体制を抜本強化し、支援に係る質の向上及び量の増加を図ります。
- 具体的には、100名以上の専門家の増員等を図り、中小企業・小規模事業者に対する計画策定支援体制の強化を行います（すでに昨年中に70名の常駐専門家の増員（192名→262名）等を実施）。
  - ・全国本部の人員拡充
  - ・全国本部から各協議会への外部専門家派遣 等

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者が対象
- 再生支援協議会の計画等策定費用の平均で約330万。事業者の負担割合は原則1/2であるため、事業者の自己負担額は160万円以下。

## 事業イメージ



※中小企業再生支援協議会は、中小企業・小規模事業者の再生を支援するため、産業活力再生法に基づき、全国47都道府県ごとに設置された支援機関。事業再生の専門家が再生計画の策定支援を行い、債権放棄やリスケ等に向け、金融機関調整を行う。

# 資金繰り支援

- 経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、中小企業の再生・経営改善等の取組を推進しながら、中小企業の資金繰りに万全を期す。[3/1から受付開始]

## 公的金融(日本公庫、商工中金)による支援

### ○ 経営支援型等のセーフティネット貸付 (日本公庫、商工中金)【補正予算1,326億円、事業規模5兆円】

- ・ 認定支援機関等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付を創設する。
- ・ 対象: 経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業
- ・ 金利: 基準金利ー最大0.6% ※基準金利は中小事業1.45%、国民事業1.95%

### ○ 資本性資金の活用 (日本公庫)【補正予算986億円、事業規模0.4兆円】

- ・ 新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期(7年・10年・15年)・一括償還の資本性資金を供給。
- ・ 財務基盤の強化を通じて、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化させる。

※資本性資金とは、法的倒産手続きの開始決定がなされた場合に、全ての債務に劣後する融資であり、金融庁の金融機関向け検査では「自己資本」とみなすことができる。

## 信用保証による支援

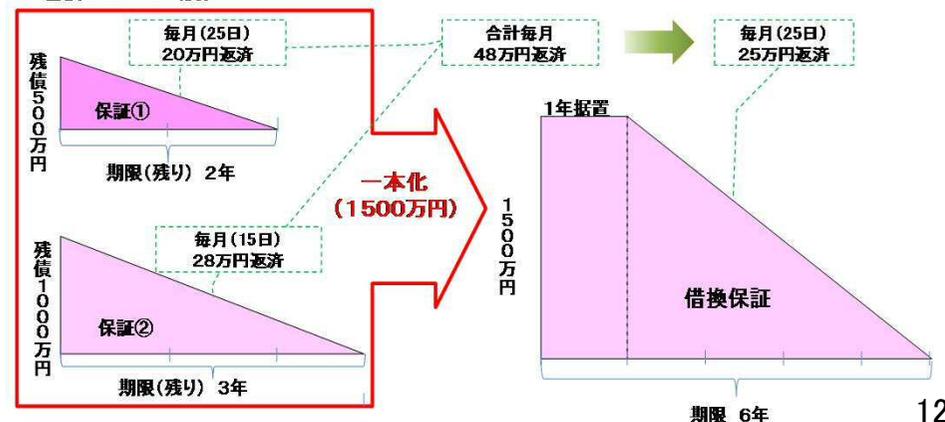
(平成15年2月創設)

### ○ 借換保証の推進【補正予算500億円、事業規模5兆円※】

- ・ 複数の借入債務を一本化し返済負担の軽減を図る借換保証を促進。
- ・ 認定支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を一部減免(ー0.2%)する経営力強化保証の活用が中心。

※予備費で措置した951億円、2.9兆円を含めた事業規模。

■ 借換のイメージ(例)





# 参考資料④

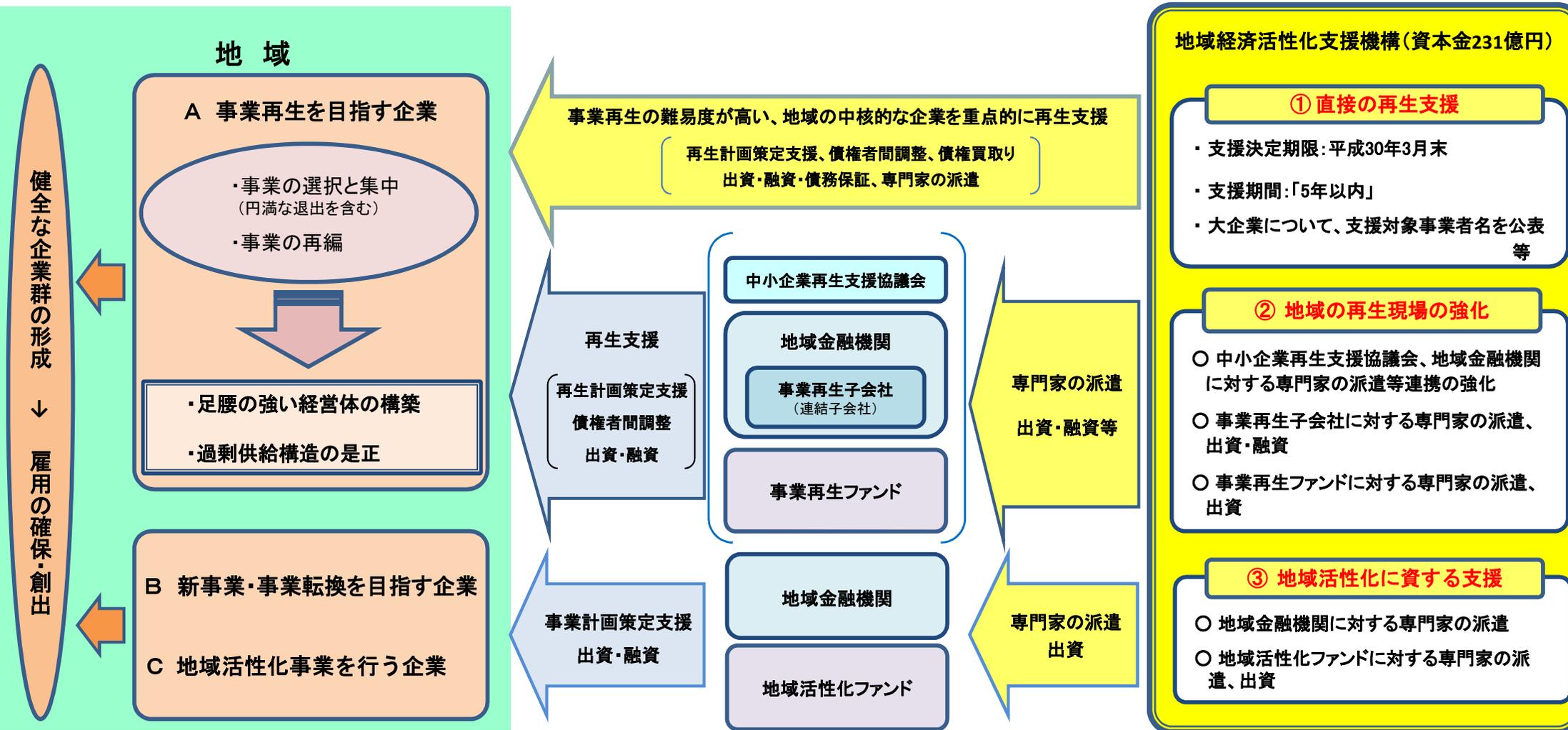
## （地域経済活性化支援機構）

# 地域経済活性化支援機構の概要

平成25年3月18日、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充し、業務開始

〔 英文名 : Regional Economy Vitalization Corporation of Japan      略 称 : REVIC (レヴィック) 〕

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化**を図る。



# 地域経済活性化支援機構の業務 ①（再生支援業務）

- 事業再生の難易度が高い地域の中核的な企業を重点的に再生支援

〔 再生計画策定支援、債権者間調整、債権買取  
出資・融資・債務保証、専門家の派遣 〕

- 中小企業の支援決定においては、企業名は原則として公表不要
- 中小企業にかかるデューデリジェンス費用について、事業者負担は1/10

（注） 手続費用の可能な限りの圧縮と手続期間の短縮化を目指す

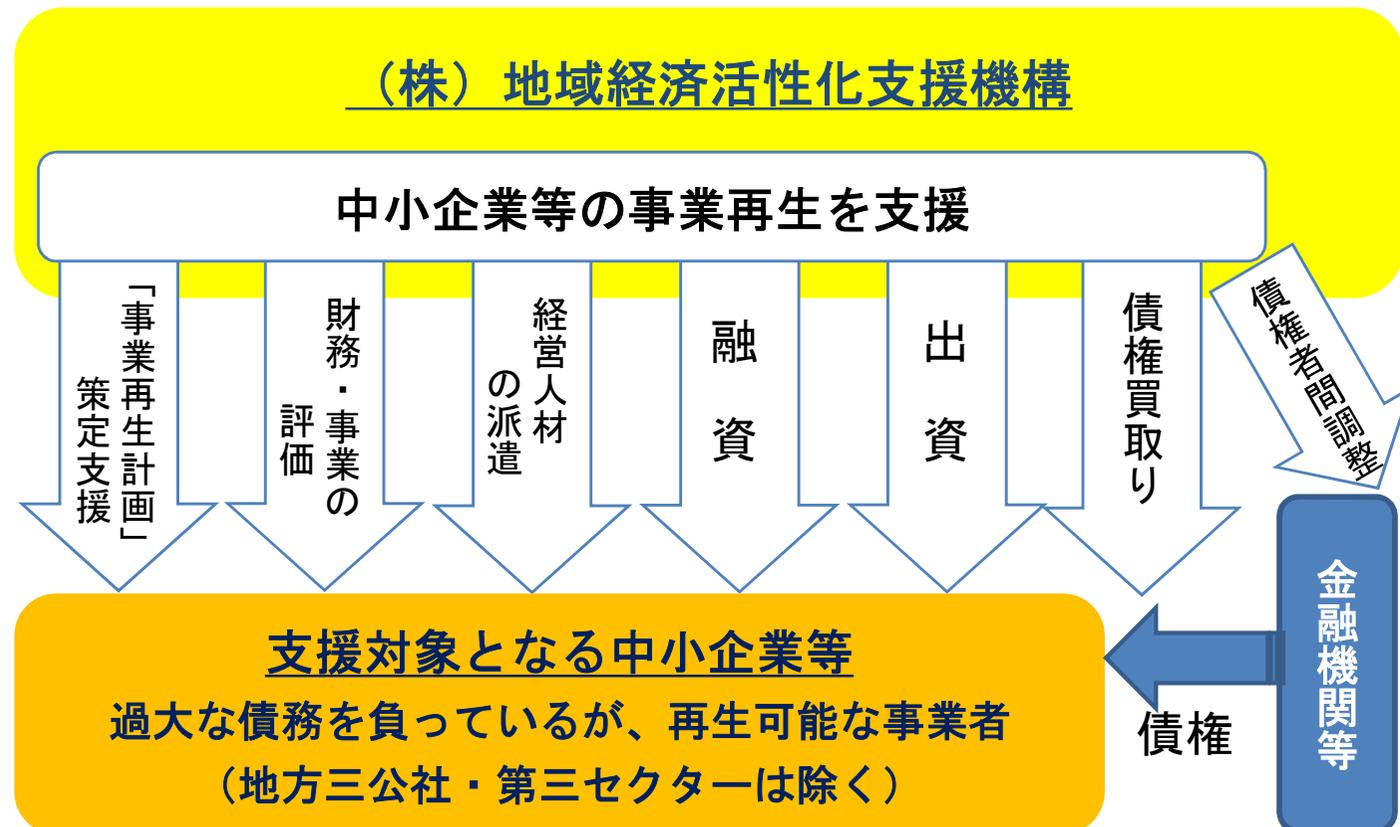
## ○ 最近の相談受付状況

相談受付件数 (24年4月～25年3月末)	323件
うち、金融機関等や事業者等 において調整中のもの	94件
うち、デューデリ等事業者・ 金融機関と具体的な調査・ 協議中のもの	17件

## ○ 支援実績

支援実績 (25年4月15日現在 旧機構の実績含む)	33件
うち、中堅・大企業	8件
うち、中小企業	15件
うち、医療法人・学校法人	10件

## ○ 地域経済活性化支援機構における再生支援業務の概要



# 地域経済活性化支援機構の業務 ②（新規業務）

## 新規業務の概要

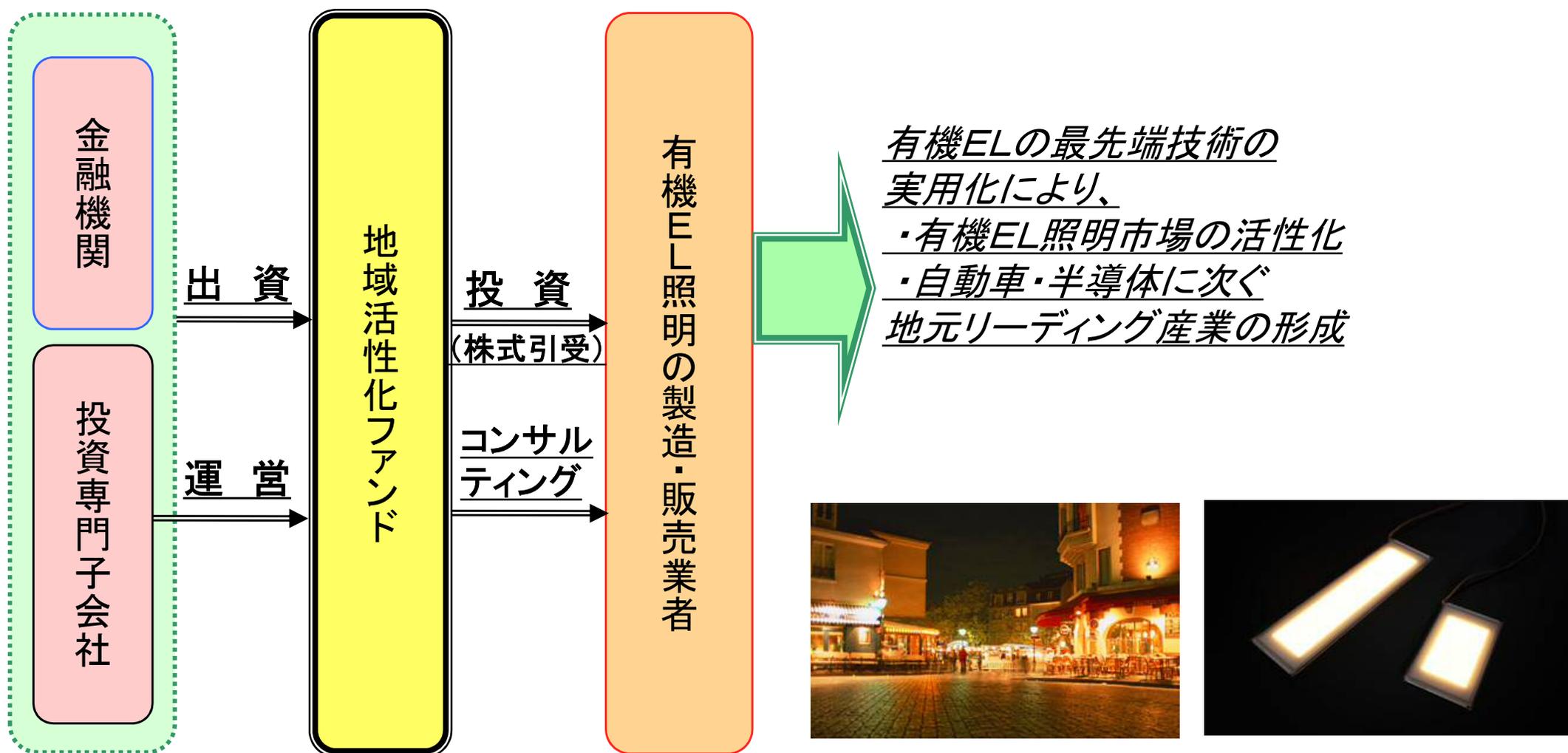
金融機関等に対する専門家の派遣	金融機関、事業再生子会社、ファンド運営子会社に対し、事業再生・地域経済活性化事業の専門家を派遣することで、機構に結集する専門家のノウハウを提供
ファンドの運営会社の設立・経営管理	金融機関等の民間事業者とともに、機構の有する専門家のノウハウを活用して事業再生・地域活性化ファンドの運営を支援
事業再生子会社に対する出融資	事業再生子会社に対して、機構が出融資を行い、専門家派遣によるノウハウの提供と併せて、中小企業等の継続的・集中的な事業再生を支援
非メイン行の貸付債権の信託の引受け	信託を通じて非メイン行の債権を機構に集約し、債権者をメイン行と機構に限定することにより、中小企業等の負担を軽減しつつ、迅速かつ円滑な再生を支援

## 新事業・事業転換及び地域活性化事業のイメージ（例）

○ 地域の新たな主要産業となることが期待される事業を創造する企業	○ 駅前や商店街の再開発・活性化に関与する企業
○ 大学等の研究機関と連携して新たな事業に取り組む企業	○ 太陽光・地熱等の地域の資源を活用する企業
○ 地域のニーズに応じた「医療・介護施設」を運営する企業	○ 観光施設や温泉旅館を一体的に再生する企業
○ 建設業や製造業から農業等へ進出・業種転換する企業	

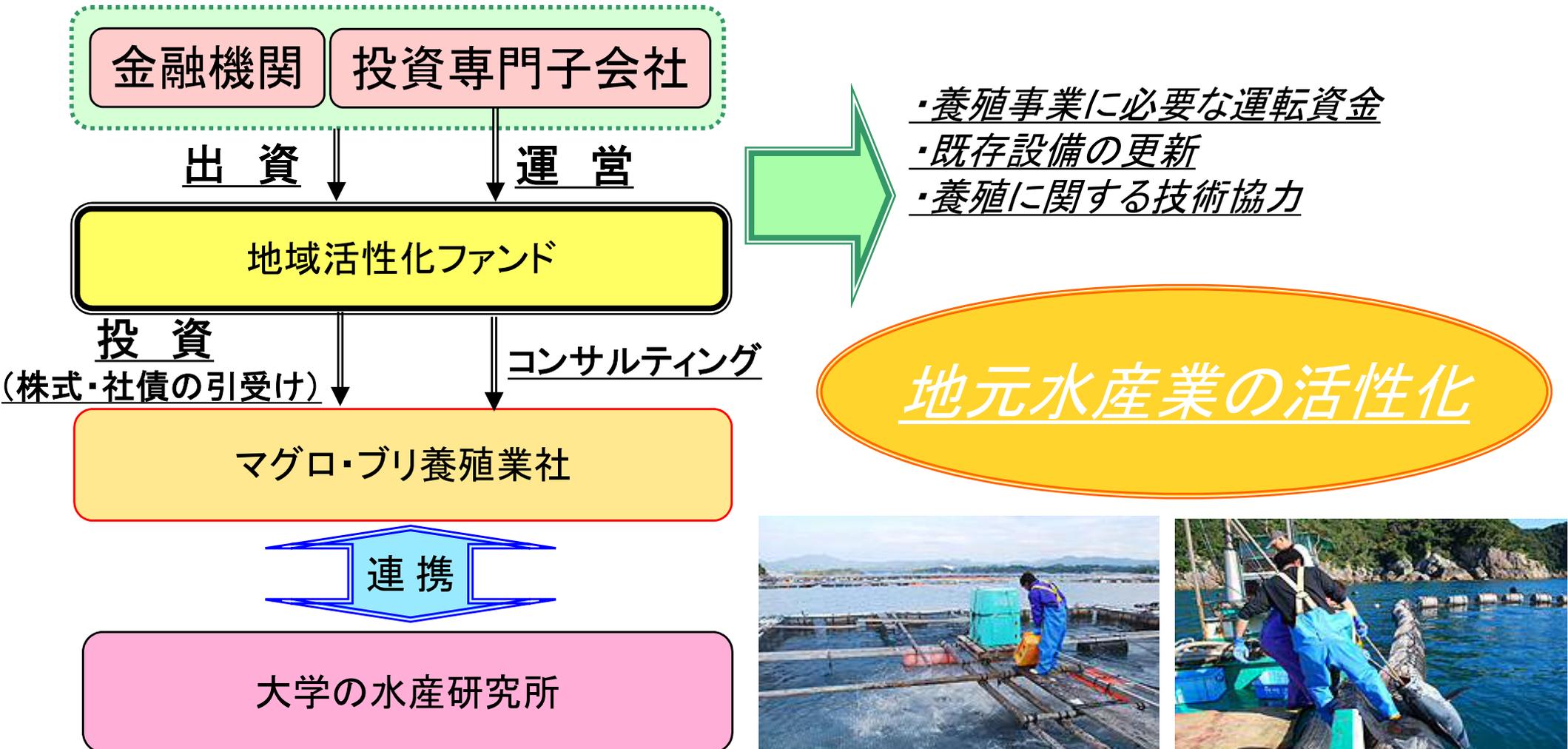
# 地域の新たな主要産業となることが期待される事業を創業する企業

「地域活性化ファンド」は、有機EL(エレクトロルミネッセンス:有機物自体が発光する現象)照明の製造・販売業者が有する最先端技術の実用化により有機EL照明市場の活性化を図り、地元のリーディング産業の形成に資するとの観点から、事業者に対して投資を実施



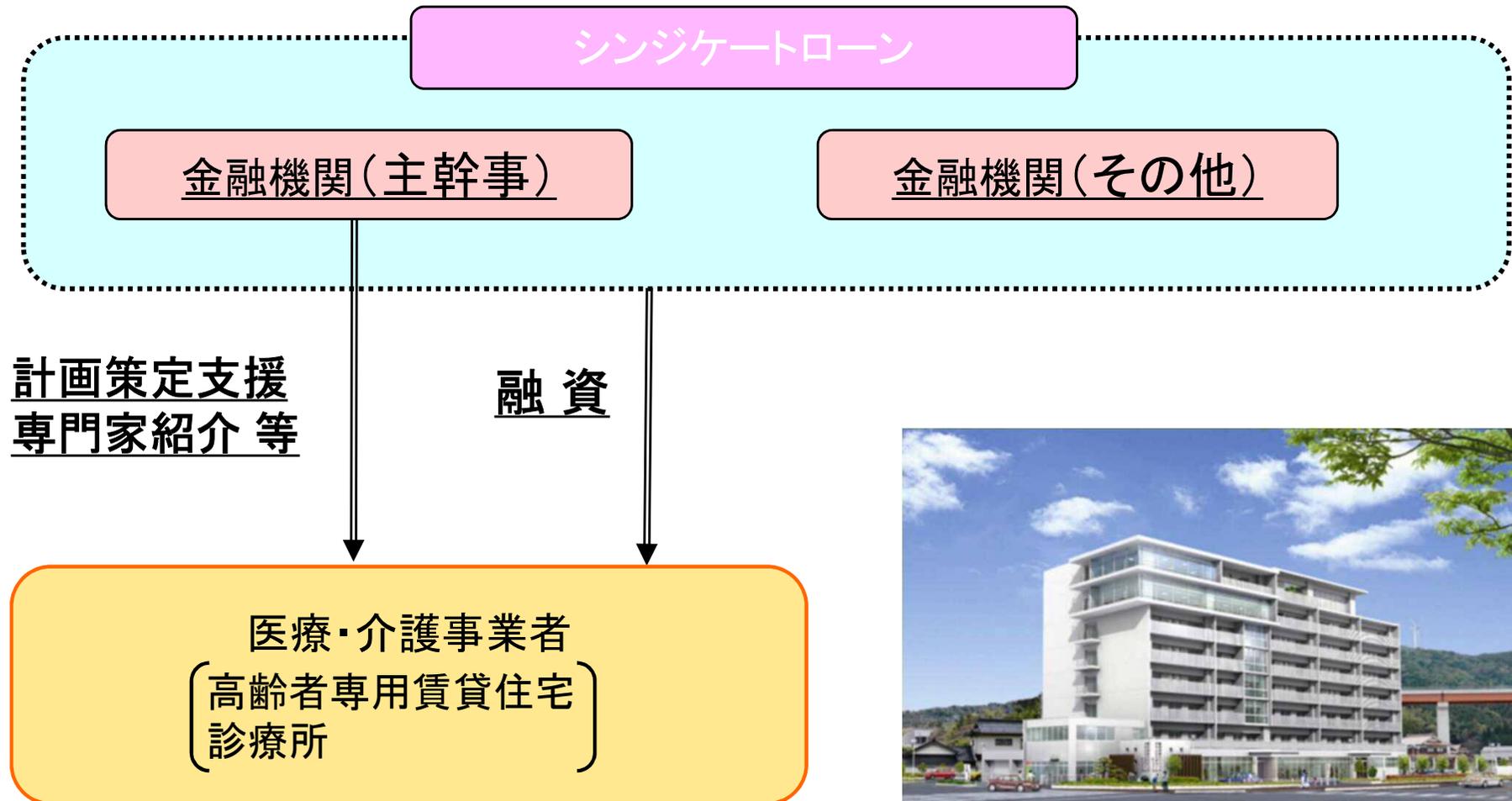
# 大学との連携により魚の養殖業を手がける企業

「地域活性化ファンド」は、近年、天然マグロの漁獲規制により完全養殖マグロのニーズが高まっていることを踏まえ、大学と連携して同事業に取り組んでいる地元のブリ・マグロ養殖業者に対して投資を実施



# 医療型高齢者専用賃貸住宅を開設する企業

銀行は、医療・介護必要度の高い高齢者の受皿が地域において不足している状況に鑑み、医療型高齢者専用住宅を開設する医療・介護事業者に対し、シンジケートローンを組成



# 建設業等から農業等へ進出する企業

銀行は、地元の取引先（建設業、自動車部品製造業）が業況悪化により農業への進出を検討していたことから、「菌床しいたけ栽培」を提案し、事業化に向けた様々な支援を実施

## ○菌床しいたけ栽培を提案した理由

徳島県は菌床しいたけの生産量日本一として知名度が高い

施設栽培のため天候に左右されず周年栽培可能

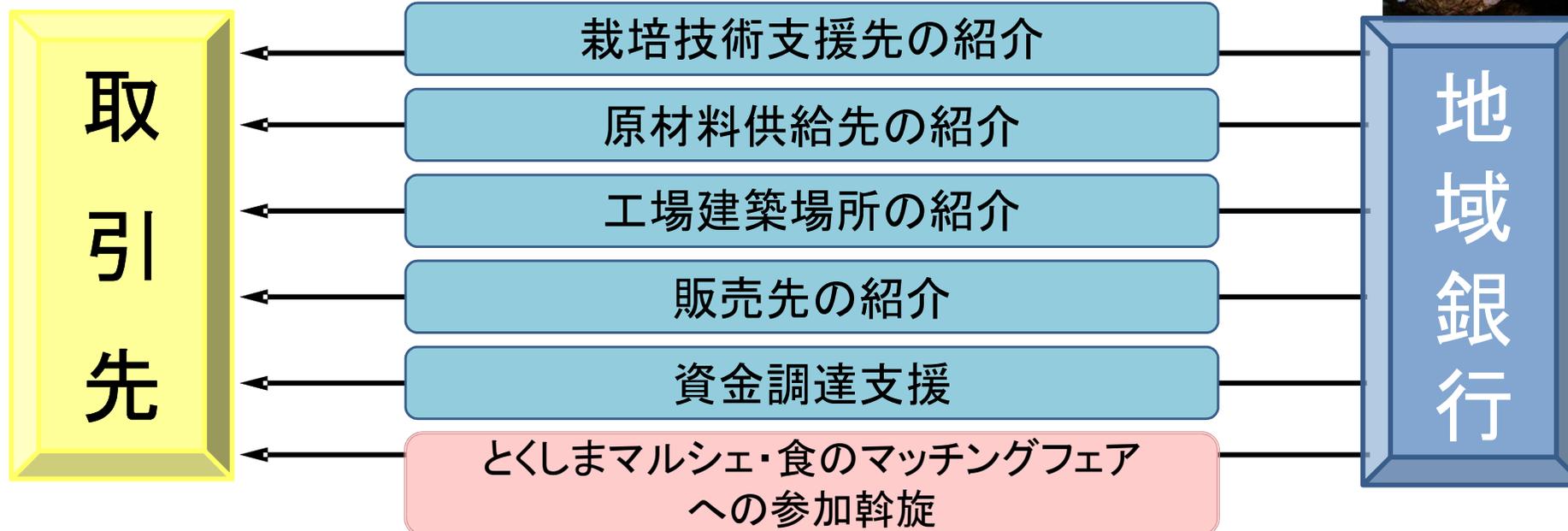
培養後1つの菌床で6~8回収穫でき、失敗のリスクが小さい

労働集約産業であるため、地域経済の雇用拡大に貢献

新規参入でも最新の設備・ノウハウを導入すれば、良質のしいたけ栽培可能

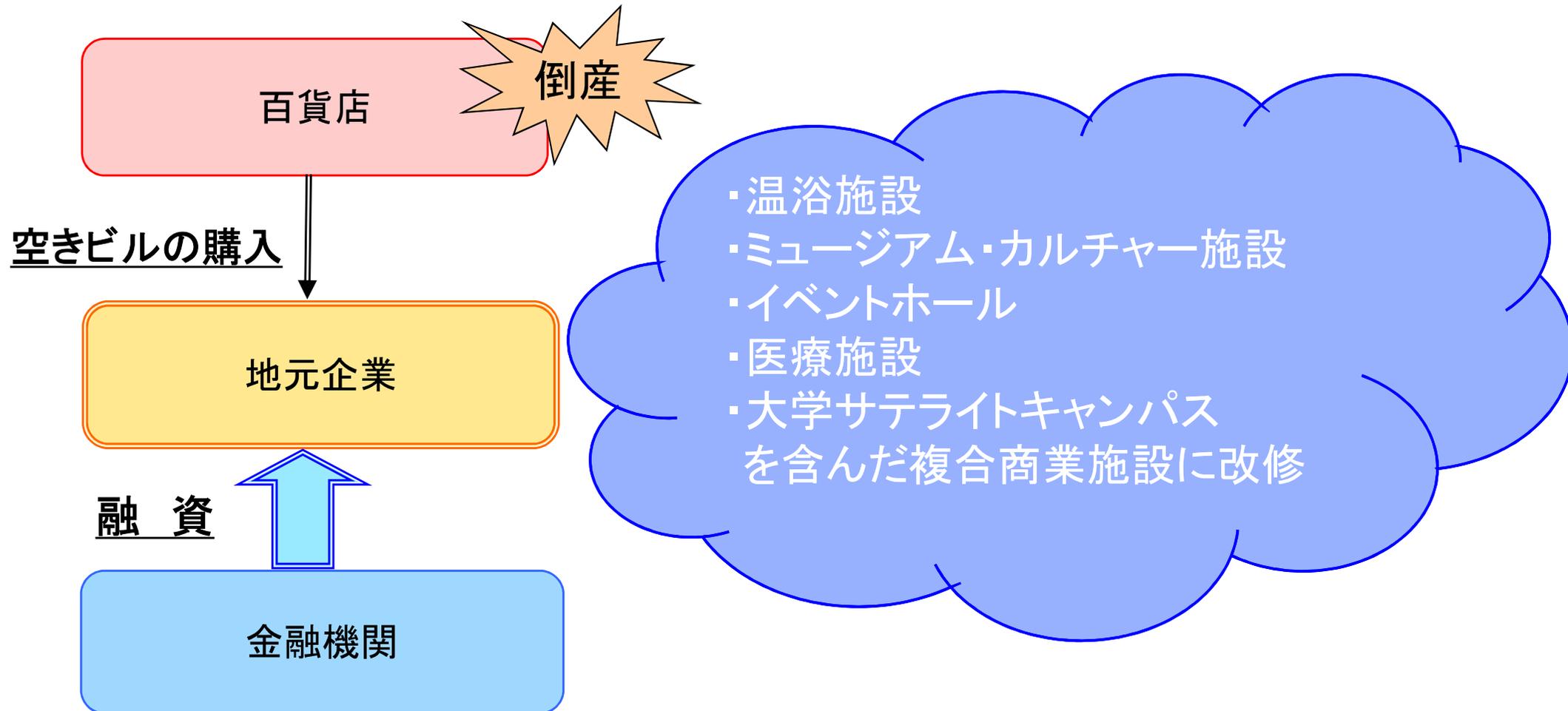


## ○進出支援の具体内容



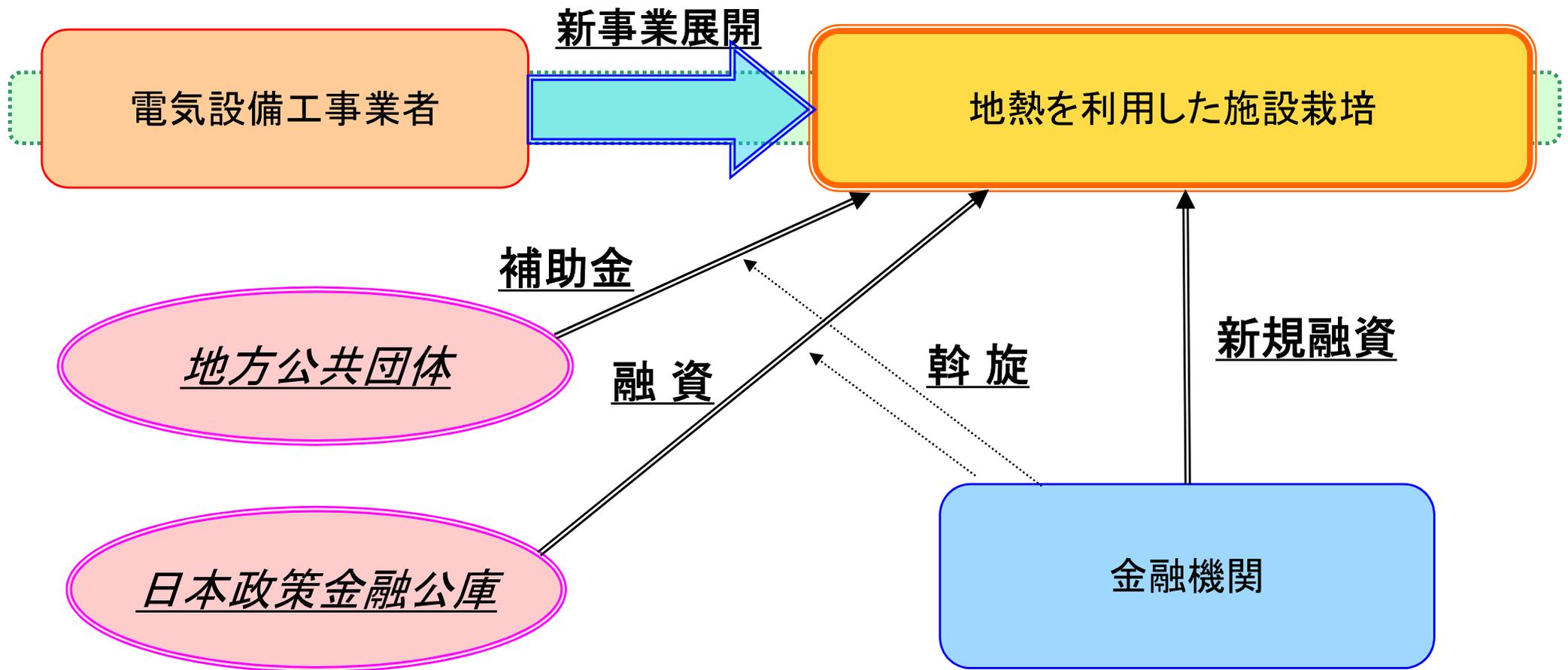
# 駅前・商店街の再開発に關与する企業

銀行は、市の中心商業地のシンボリック存在であった百貨店の倒産後、複数の機能を備えた新たな施設として再生することにより、来街者の交流拠点として集客及び賑わい回復を目指し、その空きビルを購入・改修する企業に対し融資



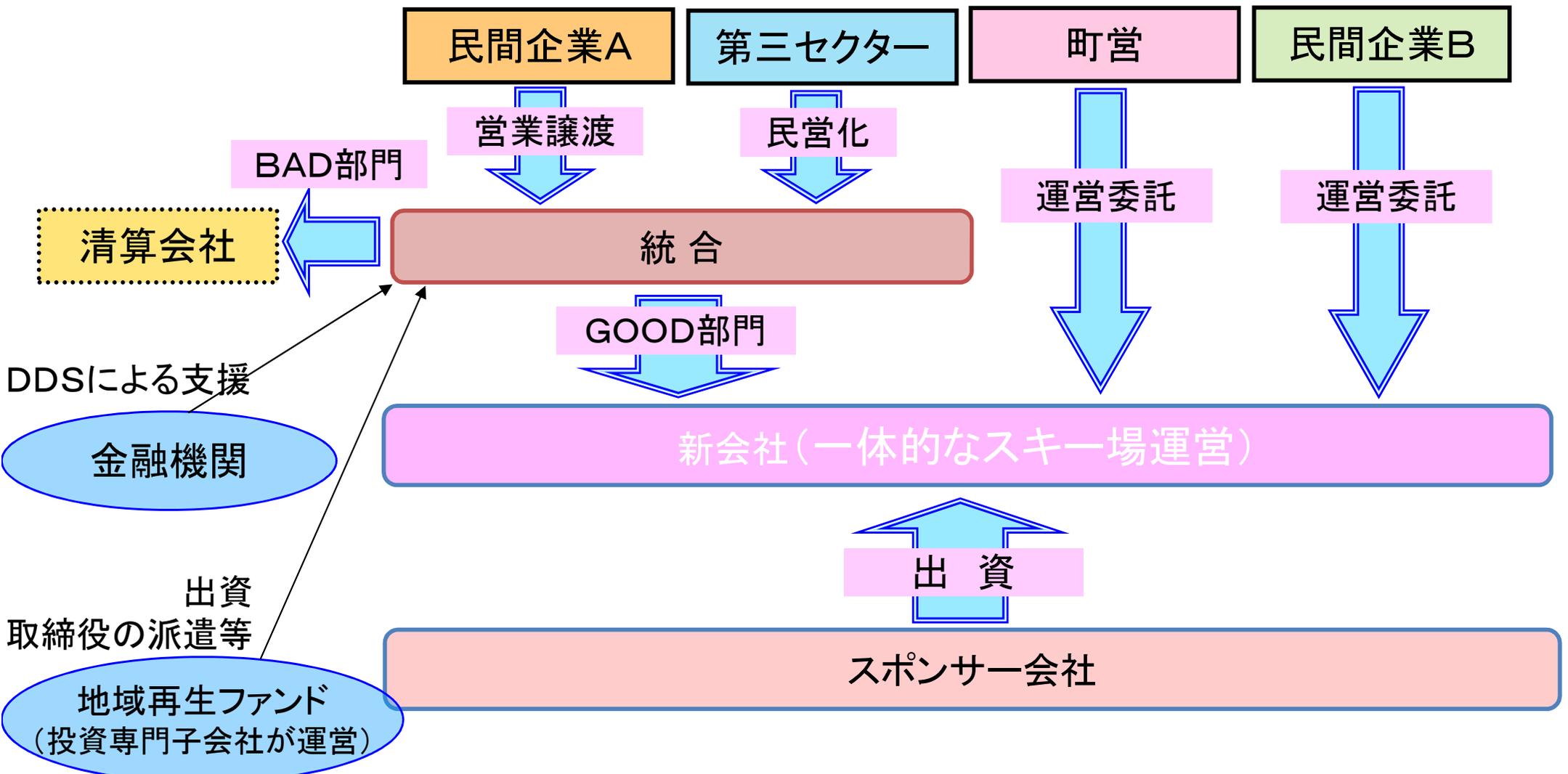
# 太陽光・地熱等地域の資源を活用する企業

銀行は、公共工事削減の環境下、電気設備工事を営む取引先が、新たな事業として、地元の地熱を使用した施設栽培で、冬季も植物育苗が可能な「植物工場」の運営に着手するに際し、様々なアドバイスや融資を実施



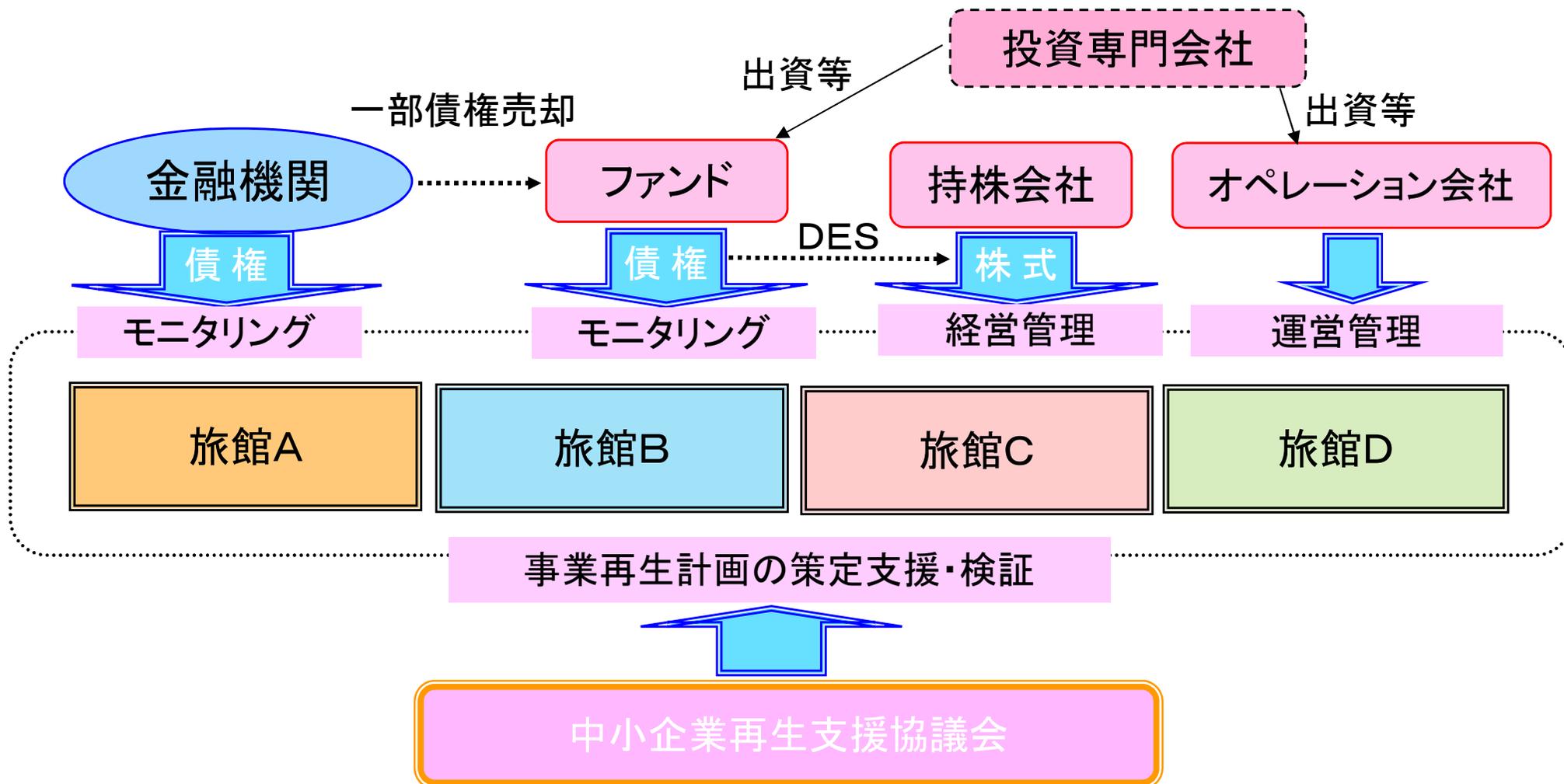
# 複数の観光施設を一体的に再生する企業

銀行と投資専門会社は、地域基幹産業であるスキー事業を再生するため、運営主体が異なっている4つのゲレンデについて、金融支援やファンドからの出資・取締役の派遣等を行うことにより、事業再生・運営の一体化を支援



# 複数の温泉旅館を一体的に再生する企業

銀行は、地域の複数の中小温泉旅館の抜本的な再生を図るため、ファンドや中小企業再生支援協議会等と連携し、再生スキームを構築。その際、複数の旅館について効果的・効率的な再生を図るため、支援対象旅館の株式を保有し経営管理を行う「持株会社」及び旅館運営に関する管理・指導を担う「オペレーション会社」を新設





# 参考資料⑤

## ( A B L、資本性借入金 )

# 「うちの会社には担保にできる不動産がない・・・」とお悩みの企業の皆様へ！

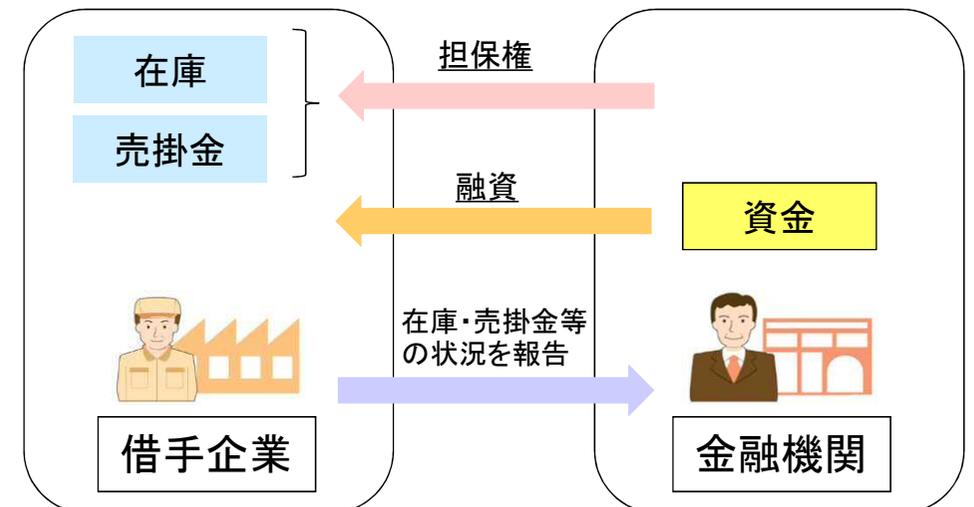
- 「在庫」や「売掛金」も、「不動産」と並ぶ重要な資産です。
- 「在庫」や「売掛金」等を担保とする「<sup>エービーエル</sup>ABL」を検討していませんか？

## ABL (Asset Based Lending) をご存知ですか？

- ◇ 「ABL(動産・売掛金担保融資)」とは…  
「在庫」や「売掛金」等を活用する資金調達の方法です。
- ◇ ABLを活用すれば…  
担保にできる「不動産」がない企業に、「在庫」や「売掛金」等を担保とした、新たな資金調達の道が開かれます。
- ◇ 今回…  
金融機関がABLに取り組む場合、どのような担保管理を行えばよいかを明確にすること等で、金融機関・借手企業におけるABLの活用を後押しします。

## ABLの仕組み

- ◇ 「土地」や「建物」ではなく、「在庫」や「売掛金」等に担保権を設定することにより、金融機関から融資を受けることになります。
- ◇ 一方で、借手企業は、「在庫」や「売掛金」等の状況を、金融機関に定期的に報告する必要があります。



# 経営改善に取り組む中小企業の皆様へ 「資本性借入金」の活用を検討してみませんか？

## 資本性借入金とは・・・

金融機関が皆様の財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。

## 「資本性借入金」活用のメリット

既存の「借入金」を「資本性借入金」の条件に合致するように変更することにより・・・



### 【メリット①】

**資金繰りが改善されます。**

- ・長期の「期限一括償還」が基本であり、資金繰りが楽になります。
- ・業績連動型の金利設定が基本であり、業績悪化時は金利が低くなります。

### 【メリット②】

**金融機関から新規融資が受けやすくなります。**

- ・「資本性借入金」を資本とみなすことで、実質的な財務内容が改善し、新規融資が受けやすなります。

## 「資本性借入金」の活用を推進するため・・・

金融機関からの「借入金」を「資本性借入金」とみなす場合の条件

### 【従前】

特定の貸付制度を例示

(例)

- 償還条件: 15年
- 金利設定: 業績悪化時の最高金利0.4%
- 劣後性: 無担保 (法的破綻時の劣後性)



条件を具体化

### 【改正後】

- 償還条件: 5年超(期限一括償還)
- 金利設定: 業績悪化時には低金利
- 劣後性: 一定の条件を満たす場合には「担保の解除」は要しない

## 「資本性借入金」による効果

【中小企業の貸借対照表(金融検査上の取扱い)】

中小企業は一般的に資本が小さい

資産	負債
	資本



資本が小さいと資産が少し毀損しただけで債務超過に

資産	負債
債務超過 [資産<負債]	資本

新規融資が困難



負債の一部を「資本性借入金」とすると実質的に債務超過が解消

資産	負債
	資産超過 [資産>負債]
	資本性借入金
	資本

債務超過解消  
新規融資が可能

今般、金融機関の「資本性借入金」の税務上の取扱い(損金処理が認められる要件)を明確化することにより、「資本性借入金」の更なる活用を推進することとしました。

# お問い合わせ先

「ABL」や「資本性借入金」についての中小企業向け説明会を全国各地で開催しております。

説明会の開催や講師派遣のご要望、ご関心のある方は、お近くの財務局までお問い合わせください。

金融庁検査局総務課 TEL 03-3506-6000

各財務(支)局の理財部検査総括課(沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1173	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-206-9765
北陸財務局	076-292-7840	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		